

区民(会)館利用承諾書(NPO団体)

1. NPO団体の活動にかかる内部会議をする場合は、一般団体に準じて利用できます。
この場合の利用は、登録会員名簿に記載された方に限ります。
2. NPO団体の活動として講座・講習会を行う場合は、前月6日（一般団体の電話受付開始日が6日以降となる場合はその翌日）が、予約開始日となります。
3. 申請書提出時に、名簿を提出していただく場合があります。
4. 営利を目的とする利用はできません。
5. 施設の定員を超えての利用はできません。
6. 宴会や食事会など、飲食を主目的とする利用はできません。
7. 使用料の支払いは、前日（土・日・祝日・年末年始を除く。一番町集会室、四番町集会室、内神田集会室は土・日・祝日・年末年始を除く3日前）までに済ませてください。
お支払いが無い場合はキャンセル扱いとなります。
8. 予約後に利用しなくなった場合は、すみやかにキャンセルの連絡をしてください。
9. 利用承認を受けた権利を、他に譲ったり、貸したりすることはできません。
10. 利用の際は、利用承認書を受付に提示してください。
11. 利用時間は、準備と片付けの時間を含みます。
12. 施設及び備品は大切に扱ってください。万一、施設等に損害を与えたときは、相当額の弁償をしていただきます。
13. 利用後は、机などの備品を元どおりに片づけてください。
14. ゴミはお持ち帰りください。
15. 登録内容に変更があった場合は、直ちに登録内容変更の届出をしてください。
16. 代表者は、利用者に区民(会)館の利用上の注意を周知し、徹底させてください。
17. 区民(会)館の利用形態は、随時変更となる事がありますので係員の指示に従ってください。
18. 上記が守られなかった場合や千代田区区民(会)館条例に違反した場合には、登録が取消され、利用ができなくなる事があります。

千代田区長 殿

★ 区民(会)館を利用するにあたり、上記各項目を理解し、承諾します。

年 月 日

団体名	
代表者氏名 (自署)	